

第21回肝炎治療戦略会議	
令和4年3月8日～10日	参考資料3

## 肝炎治療戦略会議 開催要領

### (目的及び検討事項)

1. 肝炎治療戦略会議（以下、「戦略会議」という。）は、厚生労働省健康局長が参集を求め有識者により、今後の肝炎に関する研究の在り方について専門的な協議を行うことを目的として開催する。

### (戦略会議の構成)

2. 戦略会議に参集を求め有識者は肝炎治療に精通した学識経験を有する者とする。

### (座長の指名)

3. 戦略会議に座長及び座長代理を置く。座長代理は、座長が欠席の場合に座長としての業務を行う。

### (作業班の開催)

4. 戦略会議は、必要に応じ、外部専門家を交えた作業班を開催することができる。

### (会議の公開)

5. 戦略会議の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
6. 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

7. 戦略会議における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。
  - 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した懇談会構成員の氏名
  - 三 議事となった事項
8. 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
9. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

### (会議の庶務)

10. 戦略会議の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室において処理する。

### (その他)

11. この開催要領に定めるもののほか、戦略会議の運営に必要な事項は、座長が別途定める。